○注意勧告運用規則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規則は、釧路司法書士会会則（以下「会則」という。）第１０３条に定める注意又は勧告の制度を適正、妥当に運用するため必要な事項を定めることを目的とする。

（運用の指針）

第２条　この規則の運用に当たっては、常に衡平を保ち、会員の人格及び権利を尊重し、厳正かつ迅速に手続をすすめるとともに、会員の倫理及び品位の向上に資することとなるよう努めなければならない。

第２章　注意勧告小理事会

（注意勧告小理事会の設置及び職務）

第３条　釧路司法書士会（以下「本会」という。）に注意勧告小理事会（以下「小理事会」という。）を置く。

２　小理事会は、本会の会員に対する注意又は勧告に関して必要な審査を行う。

（小理事会の構成）

第４条　小理事会は、理事会組織員の半数未満の者をもって構成する。

２　小理事会の構成員（以下「構成員」という。）は、理事会において選任する。ただし、会長を構成員に選任することはできない。

３　構成員の任期は、会則第２９条第１項又は第２項に定める本会役員の任期による。

４　小理事会に、議長及び副議長各１人を置く。

５　議長及び副議長は、構成員が互選する。

６　議長は、小理事会を主宰し、その事務を統括する。

７　副議長は、議長を補佐し、議長が欠けたとき又は議長に事故があるときは、その職務を代行する。

（議決の方法）

第５条　小理事会の議決は、構成員の過半数をもって行う。

（参与員）

第６条　小理事会に、１人又は数人の参与員を置くことができる。

２　参与員は、会員でない者で学識経験のある者又は会員のうち理事会組織員でない者のなかから、理事会において選任する。

３　参与員の任期は、構成員と同一とする。

４　参与員は、小理事会の議決に参加することができない。

５　参与員（参与員であった者を含む。）は、その職務上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。

（除斥）

第７条　構成員又は参与員は、次に掲げる事由が存するときは、その職務の執行から除斥される。

(1)　当該構成員又は参与員が審査の対象となったとき。

(2)　審査の対象となった会員（以下「被審査会員」という。）と使用関係にあるとき。

(3)　被審査会員である法人会員の社員であるとき。
(4)　被審査会員と親族であるとき又はあったとき。
(5)　被審査会員の補助人又は補助監督人であるとき。

（忌避及び回避）

第８条　構成員又は参与員について審査の公正を妨げるべき事情があるときは、被審査会員は、その構成員又は参与員を忌避することができる。

２　構成員又は参与員は、自己に前項の事情があると思料するときは、その事案について職務の執行を回避しなければならない。

３　小理事会は、構成員又は参与員に第１項の事情があると認めるときは、その事案について当該構成員又は参与員の職務の執行を回避させることができる。

（除斥又は忌避の決議）

第９条　除斥の原因又は忌避の事情があるときは、小理事会は、申立てにより又は職権で、除斥又は忌避の決議をする。

２　構成員又は参与員は、その除斥又は忌避についての決議に関与することができない。

３　除斥又は忌避の決議に対しては、不服を申し立てることができない。

（小理事会の運営）

第１０条　小理事会は、議長が招集する。

２　小理事会を招集するには、会日から１週間前までに構成員及び参与員に対してその通知を発しなければならない。ただし、緊急を要するときは、その期間を短縮することができる。

３　前項の通知には、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載しなければならない。

４　会長又は構成員でない副会長は、小理事会に出席し、又は書面をもって意見を述べることができる。

５　議長は、第２項の通知と同時に会長及び構成員でない副会長に対し、小理事会を開催する旨の通知を発しなければならない。

６　小理事会の議事は、公開しない。

７　小理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

８　前項の議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した構成員のうち１人が署名押印しなければならない。

９　議長は、小理事会が第１１条から第１３条まで又は第１５条に係る議決を行った場合には、速やかに会長に報告しなければならない。

第３章　注意勧告の手続

（手続の開始）

第１１条　会長は、綱紀調査委員会から会則第４９条第３項の報告を受けた場合には、直ちに、小理事会に対し、報告を受けた事案について注意又は勧告の手続の開始の可否及び注意又は勧告の手続を開始する場合にはその事案の審議及び議決を求めるものとする。

２　小理事会は、当該事案において、被審査会員が司法書士法（以下「法」という。）若しくは司法書士法施行規則（以下「施行規則」という。）又は日本司法書士会連合会会則（以下「連合会会則」という。）若しくは会則に違反するおそれがあると認めるとき

は、注意又は勧告の手続を開始する旨を決定するものとする。

3　会長は、小理事会が当該事案について注意又は勧告の手続を開始する旨を決定した場合には、被審査会員に対して、注意又は勧告の手続を開始する旨を通知するものとする。

4　会長は、小理事会が当該事案について注意又は勧告の手続を開始しない旨を決定した場合には、被審査会員及び当該事案について適当な措置を講じることを申し出た者（以下「申出人」という。）に対して、被審査会員に対し注意又は勧告の手続を開始しない旨を通知するものとする。

5　前２項の被審査会員に対する通知には、綱紀調査委員会規則第１７条に定める調査結果報告書を添付するものとする。

6　第２項の場合において、小理事会は、当該事案が会則第１０６条の２第１項又は第２項の規定により量定に関する意見の審議に付されたときは注意又は勧告の手続を休止するものとする。

7　前項の場合において、会長は、本会が施行規則第４２条第３項又は法第６０条の規定による報告に係る懲戒処分の有無の通知を受けたときは、小理事会に対し、注意又は勧告の手続の再開を求めるものとする。

8　第６項の場合において、小理事会は、前項の求めを受けたときは注意又は勧告の手続を再開する。

（補充調査）

第１２条　小理事会は、綱紀調査委員会の調査に補充して調査すべきものがあると認めたときは、会長名をもって補充調査を行うことができる。

（不勧告議決）

第１３条　小理事会は、審議の過程において、注意又は勧告を行う必要がないと認めるときは、理由を明らかにして、注意又は勧告を行わない旨の議決をすることができる。

2　会長は、小理事会が前項の議決をしたときは、直ちに文書でその旨を被審査会員及び申出人に対して通知するものとする。

（被審査会員の弁明）

第１４条　小理事会は、次条第１項に規定する議決を行う前に、被審査会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

2　前項の場合、議長は、被審査会員に対し、弁明を求める日の１週間前までに通知を発しなければならない。

3　前項の通知には、次の事項を記載しなければならない。

(1)　弁明日時

(2)　弁明場所

(3)　予定される注意又は勧告の内容及びその根拠となる法令の条項

(4)　注意又は勧告を行うこととなった原因となる事実及び理由

4　被審査会員は、指定された期日に出頭して口頭で弁明するか、又は期日までに書面を提出して弁明することができる。

（注意勧告の議決等）

第１５条　注意又は勧告を行う旨の決議は、第５条の規定にかかわらず、構成員の３分の２以上の多数で議決する。

2　注意又は勧告に関する決議書には、次の事項を記載し、出席した構成員が連署する。

(1)　被審査会員が司法書士会員の場合は、氏名及び司法書士名簿に職名の記載を受けた者であるときはその職名、登録番号並びに事務所所在地及び司法書士名簿に事務所の名称の記載を受けた者であるときはその事務所の名称

(2)　被審査会員が法人会員の場合は、名称、登録番号、事務所所在地及び被審査会員が会則第５条第３項第２号の会員の場合は主たる事務所

(3)　注意又は勧告を行う旨又は行わない旨及びその理由（反対意見及び少数意見を含む。）

(4)　注意又は勧告を行う旨を決議した場合は、注意又は勧告の内容

（注意又は勧告の告知等）

第１６条　小理事会において注意又は勧告を行う旨の議案を可決したときは、本会は、被審査会員に対し、決定の内容及び理由を明記した告知書を交付して告知しなければならない。

2　前項の告知書は、被審査会員に対し、本会に出頭を求め、会長から手交するものとする。ただし、被審査会員が指定された日時に出頭しないときは、被審査会員の届け出た事務所に告知書を送付するものとする。この場合において、会則第２２条第２項に規定する通常到達すべき時は、発送日の翌々日とする。

3　会長は、必要があると認めるときは、前項の手交に際し被審査会員の所属する支部の役員を立ち会わせることができる。

4　会長は、小理事会が注意又は勧告を行う旨の議案を可決し、会則第１０４条第１項に定める期間を経過したとき又は第１９条に規定する理事会が第２０条第２項の規定による決定を維持する旨の議決若しくは決定の内容を変更する旨の議決を行ったときは、申出人に対し、被審査会員に対して注意又は勧告を行った旨及びその内容を通知するものとする。

5　会長は、小理事会が注意又は勧告を行う旨の議案を否決したとき又は第１９条に規定する理事会が第２０条第４項の規定による決定を取り消す旨の議決を行ったときは、被審査会員及び申出人に対してその旨を通知するものとする。

6　会長は、本会が注意又は勧告を行った会員が法人会員の社員である司法書士会員又は使用人である司法書士会員である場合には、その法人会員に対し、当該司法書士会員に注意又は勧告を行った旨及びその内容を通知するものとする。

7　会長は、本会が注意又は勧告を行った会員が法人会員である場合には、その社員である全ての司法書士会員に対し、当該法人会員に注意又は勧告を行った旨及びその内容を通知するものとする。

8　会長は、本会が注意又は勧告を行った会員が会則第５条第３項第１号の法人会員であって従たる事務所を有する場合には従たる事務所及びその所在地の司法書士会に、会則第５条第３項第２号の法人会員である場合には、主たる事務所及びその他の従たる事務所並びにこれらの所在地の司法書士会に対し、当該法人会員に注意又は勧告を行った旨及びその内容を通知するものとする。

（追跡調査）

第１７条　本会は、注意又は勧告による指示が適正に措置されたか否かについて、後日、

被審査会員を調査することができる。

（決定に服さない者への処置）

第１８条　本会は、本会が注意又は勧告を行った会員がその注意又は勧告に服さない場合において、法若しくは施行規則又は連合会会則若しくは会則に違反した事実が発生したときは、法第６０条の規定に基づき釧路地方法務局の長に対しその旨を報告するものとする。

２　本会は、前項の違反事実が発生していないときであっても、なお違反するおそれがあると認められるときは、新たな手続をもって注意又は勧告を行うことができるものとする。

第４章　再調査等

（再調査理事会の調査）

第１９条　会長は、会則第１０４条第１項に定める再調査の申立てがあったときは、直ちに理事会を招集し、再調査を求めなければならない。

２　再調査を申し立てた会員は、前項の調査を行う理事会（以下「再調査理事会」という。）に対し、通知を受けた期日までに、意見を陳述し、又は証拠となるべきものを提出することができる。

３　再調査理事会は、必要に応じ綱紀調査委員の意見を聴くことができる。

４　第７条から第９条まで、第１０条第６項及び第１２条の規定は、再調査理事会に準用する。

（決定及び告知等）

第２０条　本会による注意又は勧告に関する決定につき、その再調査に基づき再調査理事会が当否を議決する場合は、会則第３４条第３項の規定にかかわらず組織員の３分の２以上が出席しその議決権の過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長が決する。

２　本会が行った決定を維持する議決をしたとき、又は変更する議決をしたときは、本会はその趣旨及び理由を付した書面をもって再調査の申立てをした会員に告知しなければならない。

３　第１６条第２項及び第３項の規定は、前項の場合に準用する。

４　本会が行った決定を取り消す議決をしたときは、会長はその趣旨及び理由を付した書面をもって再調査の申立てをした会員に通知しなければならない。

５　第１６条第６項から第８項までの規定は、第２項の告知をした場合に準用する。

第５章　補則

（名簿への登載）

第２１条　会長は、本会会員に対し注意又は勧告を行ったときは、本会に備える会員名簿に注意又は勧告を告知した年月日及びその旨を登載するものとする。

２　前項の登載は、会則第１０４条第１項に定める期間を経過したとき又は前条第２項の告知を行った後に行う。

（名簿からの消除）

第２２条　前条に規定する登載は、その登載の日から満３年を経過したときに消除する。

（注意勧告の公表）

第２３条　本会は、注意又は勧告の決定を行った場合は、次の事項を公表するものとする。

(1)　注意又は勧告の内容

(2)　注意又は勧告の理由の要旨

２　前項の公表に際しては、当該会員又は関係者を特定することが可能な情報は、公表してはならない。

３　公表の期間は、注意又は勧告を告知した日から２年とする。

４　第１項の公表の方法は、本会の情報公開に関する規則の例による。

（注意勧告を行わない場合）

第２４条　法第６１条の規定に該当する事案で、その行為又は不作為の状態が終わってから、会長が綱紀調査委員会に対し調査の付託をした時までに３年を経過しているものについては、その事実又は状態について注意又は勧告を行わないものとする。

（費用の支弁）

第２５条　本会は、小理事会又は再調査理事会が調査のため参考人の出頭を求めたときには、出頭した参考人に旅費、宿泊費等の実費を支弁することができる。

２　本会は、証拠等を提出した第三者がその提出に費用を要したときは、その実費を支弁することができる。

（日本司法書士会連合会への通知）

第２６条　本会は、第１６条第１項の規定により会員に告知した場合にはその告知書の写しを、会則第１０４条第１項に定める再調査の申立てがあった場合にはその申立書の写しを、第２０条第２項の規定により会員に告知した場合又は同条第４項の規定により会員に通知した場合にはその決定告知書又は通知書の写しを、その都度日本司法書士会連合会に送付して通知するものとする。

（規則の改廃）

第２７条　この規則の改廃は、総会の決議による。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年２月２２日　日司連理事会承認）

（施行期日）

１　この規則は、改正司法書士会会則の認可の日から施行する。

ただし、この規則施行の際に、既に注意又は勧告の手続が開始されている事案については、なお従前の例による。

附　則（平成２８年２月１７日　日司連理事会承認）

この規則の改正は、平成２８年５月２１日（司法書士会が定めた日）から効力を生ずる。